

辨願言則思我必如是則安也

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也將者

將立伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋

以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公

子暭也奔鄭鄭人欲納之及州吁立將脩

先君之怨於鄭而求寵於諸以和其民人

使先君之怨於鄭而求寵於諸以和其民人

邑以賦與陳蔡從則衛國之慮也宋人許之

於具也蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人

衛人伐鄭是也我鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊也聲也使衆皆

兵謂給兵時土國城漕我獨南行此言衆民皆勞

苦山獨見復從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳

宋謂使告宋曰君為主不我以歸憂心有仲

敵邑以賦與陳蔡從不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以備與也與我南行爰居

不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病

第3回 周官

采詩の官



本学の先輩であるこの方は、
アジア太平洋戦争中、初めてあ
ることをしたことで知られてい
る。

そのあることとは何か？



久納好孚（くのうこうふ一九二一〜四四）

法政大学専門部法科卒。

一九四四年一〇月二一日、最初の
神風特攻隊「大和隊」隊長として
フィリピンのセブ島から出撃、戦死。



靖国の

宮にみたまは 鎮なるも

をりをり帰れ 母の夢じに

久納しず

久納 好孚 (1921-44)



久納好孚さんの生涯については、
次の講義で詳しくご紹介します。

「法政学の探究LA」

秋学期(金)五時限

久納 好孚 (1921-44)

阿之可波之久麻可尔多知互和彦毛古我
蘇豆毛志保く尔奈波志曾母波由

右一首市原郡上丁刑部直千國

於保伎美乃義許尔加志古美伊三久礼安

和努等黑都伎互伊比之古奈波毛

右一首種部上丁物部龍

歌謡が伝える庶民の思い

恋の喜び、暴政への怒り、戦争の
悲しみ。古代から、人々は自らの思
いを歌によって表現してきた。

八世紀に編纂された、現存する日

本最古の和歌集『万葉集』には、天

皇や貴族の歌とともに、庶民の思い

を伝える歌が数多く収められている。

菟田連沙路磨を歌敷十九首但抄抄歌

と不有あ

陳私拙懐一首 并雜歌

天皇乃等保伎美乃尔毛行と互和彦乃尔

阿米能之尔之良志賣之尔伊麻能乎尔多

要受伊比可尔麻尔尔安夜尔可之古志可

天平勝寶七歳乙未

二月相替遣筑紫諸国防人等歌

天平勝宝七歳乙未*

二月相替りて筑紫に遣られし諸
国の防人等の歌長下郡物部秋持

*天平勝宝七年：西暦七五五年

右一首は依下鹿王郡若狭部身麿

等伎騰吉乃波奈波佐家少母奈須礼音

波々波奈乃佐吉渡已受礼年

右一首防人山名郡文部真磨

時々の花は咲けども何すれぞ
母とふ花の咲きてこずけむ

右一首防人山名郡*文部真磨

*山名郡：静岡県袋井市一带

万葉集卷二十(京都大学付属図書館所蔵)

阿之可波之久麻刀尔多知互和藝毛古我

これら防人の歌は、「内兵」（うち

のいくさ、近衛軍団）として天皇に

仕えた大伴氏の一人・大伴家持

（「令和」の出典となった「梅歌の

宴」の序文を書いた大伴旅人の長

子）が集め、『万葉集』に収めたも

のである。

家持はなぜこうした歌を集めたのか？

の歌集に収めたのだろうか？



右一首長柄部占丁若麻續部羊

二月九日上総國防人部領使少目徳七位下

茂田連沙弥磨を歌敷十九首但拙劣歎

と不意あり

陳私拙懷一首 并雜歌

天皇乃等保儀来与尔毛柱と云海難波乃尔

阿米能之乃之良志賣之彼尔伊麻能乎尔多

要受伊都可氣麻久毛安夜尔可之吉志可

賀陸奥國出金詔書歌一首 并短歌

大伴氏の「言立て」(誓詞)

頂海行かば水漬く屍 能御代可佐祿天乃日嗣

山行かば草生す屍 御代之伎麻世流四方國

大君の辺にこそ死なめ

かへりみはせじ 余也山可守此等豆麻都流御調實

大伴家持「賀陸奥国出金詔書歌」の一節*

(万葉集卷十八)

*天平二一年(七四九)、奈良東大寺の仏像

麻比を金メッキするのに必要な金鉾が陸奥之豆

(岩手県の玉山金山)で発見された。そ

の知らせを受けた聖武天皇は「陸奥国出

金詔書」を下して群臣の昇叙を行った。

当時越中国守であった大伴家持は、長歌

比天「賀陸奥国出金詔書歌」を作り、金鉾の

発見を祝賀し、皇統を賛美した。その中

代介に詠まれていたのが「詔書」にも引かれ

た大伴氏の「言立て」(誓詞)である。

御食國波左可延牟物能等可牟奈我良格毛保之

吉貝之豆毛能乃布能八十伴雄乎麻都呂信乃乎氣乃



阿之可波之久麻刀尔多知互和曉毛古我
蘊豆毛志保く尔奈波志曾母波由

右一首市原郡上丁刑部直千國

古代歌謡の世界

六六三年、古代史上、最大の対外戦争となった白村江の戦いが起こり、中国や朝鮮半島との緊張が高まると、日本の朝廷は、防人として東国から数千人の若者を徴用し、九州一帯の防衛に当たらせた。

「内兵」の家に生まれた大伴家持は、七五五年（天平勝宝七年）、兵部少輔（ひょうぶのしょう）として防人の監督に当たった際、家族や恋人を思う若き兵士たちの歌に心打たれ、これを『万葉集』の中に収めた。

陳松樹情一首

天皇乃等保儀来与尔毛竹とて海難波乃尔
阿米能之尔之良志賣之尔伊麻能乎尔多
要受伊都可氣麻久毛安夜尔可之古志可

中国古代の歌謡

一方、これより千年以上も前、中国の周王朝では、こうした庶民の思いを詠んだ歌が記録されていた。

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君爲主不我以歸憂心有仲

敵邑以賦與陳蔡從不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還者有亡其馬者箋云

也今於何居乎於何于以求之于林之下處乎於何喪其馬乎

也今於何居乎於何于以求之于林之下

中国古代の歌謡

進軍太鼓が鳴り響けば

武器を手に躍り立つ

衛の都城や漕の城壁が補強され

僕らは南の鄭国に進軍する

公孫子仲將軍に従い

陳と宋との和睦をはかったが

いつになったら帰国できるか

心は憂うばかり

あちこちを転戦する中に馬も失い

探してみれば林の下に

『詩経』撃鼓

撃鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君為主不我以歸憂心有仲

敵邑以賦與陳蔡從憂心仲仲然箋云以猶與也與我南行爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還者有亡其馬者箋云

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下水

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下水

日林笈云于於也求不還者及亡其馬者當
 於山林之下軍行必依山林求其故處近得
 之シモモイケンモケク **死生契闊與子成說**契闊勤苦也說數也
 伍約死也生也相與處勤苦之中我執子之
 與子成相說愛之恩志在相存救也
手與子偕老偕俱也笈云執其手與之約誓
 示信也言俱老者庶幾俱免於
 難 **于嗟闊兮不我活兮**不與我生活也笈云
 無衆安忍無親衆叛親離軍士棄其約離散
 相遠故吁嗟歎之闊兮女不與我相救活傷
 之 **于嗟洵兮不我信兮**洵遠信極也笈云歎
 信亦 傷之 **其蓋**其蓋 **其蓋**其蓋 **其蓋**其蓋 **其蓋**其蓋

擊鼓五章章四句

中国古代的歌謡

いっしよに生きていこう
 そう誓い合ったね
 きみの手を握り
 いっまでもいっしよだよと
 でもいまは遠く離れ
 ただ死を待つばかり
 遠く離れて
 きみとの約束も果たせぬまま

『詩経』 擊鼓

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也將者

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公

古代歌謡の世界

先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人

悲

於陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人於陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人

周代になると、庶民の喜怒哀樂を

歌

撃た歌撃た歌数多用兵記録数多用兵記録さされれやや使使ががてててて

それらは『詩経』我と南行我と南行古代歌謡集古代歌謡集

にままととめめられられてていいくく。脩治漕城而我脩治漕城而我從從孫孫

子仲平陳與宋子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳孫子仲謂公孫文仲也平陳

宋謂使告宋曰君為主宋謂使告宋曰君為主不我以歸憂心有仲不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以備與也與我南行憂心仲仲然箋云以備與也與我南行爰居爰居

爰處爰喪其馬爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何也今於何居乎於何干以求之干林之下干以求之干林之下

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

日本の大伴家持や中国の周王

はなぞ庶民の歌謡を採集し

た朝

のつか？
子馬出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩使告於宋曰君若伐鄭以除君害君為主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也



擊鼓其鏜踴躍用兵
鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治土國城漕我獨南行
漕衛邑也箋云此言衆民皆勞苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋
孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君為主不我以歸憂心有仲

敵邑以賦與陳蔡從不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以備與也與我南行爰居

爰處爰喪其馬
爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何于以求之乎林之下

講義内容

- 第一節 殷周革命
～神の支配から人の支配へ
- 第二節 許慎『説文解字』
～漢字の成り立ちを明らかに
- 第三節 采詩の官と詩経
～民の歌声を政治に
- 第四節 詩経が伝える周代の民謡
～「擊鼓」と「君子于役」を例に

第一節

殷周革命

神の支配から人の支配へ

漢字の誕生

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265

蜀 221-263

呉 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代

東晋 317-420

北朝 439-589

南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼

北宋 960-1127

金 1115-1234

南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-



殷代の文字は、なぜ亀の甲羅や動物の骨に刻まれていたのか？

亀甲に刻まれた甲骨文字

甲骨文字Ⅱ甲骨での占いの記録

殷代には王が占いによって神意をうかがい政治を行う、祭政一致の神権政治が行われていた。

占いには亀甲や獣骨が使われ、その表面には占いの内容や結果が刻まれた。これが甲骨文字である。



亀甲に刻まれた甲骨文字



亀甲に刻まれた甲骨文字



日本では亀の甲羅の占いは行われているのか？



ANN
NEWS



「大嘗祭へ向けて斎田点定の儀～亀の甲羅で占う」 (ANN 2019年5月13日)

祭政一致の神権政治＝神が支配する時代

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265

蜀 221-263

呉 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代

東晋 317-420

北朝 439-589

南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼

北宋 960-1127

金 1115-1234

南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-





祭政一致の神権政治＝神の権威による政治

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265 蜀 221-263 吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代 東晋 317-420

北朝 439-589 南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼 北宋 960-1127

金 1115-1234 南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-

牧野の戦い＝殷の神権政治への反乱



牧野の戦い



CCTV 高清

故宫至宝
1

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

祭政一致の神権政治＝神の權威による政治

殷周革命

周 1046BC-771BC

天命論に基づく徳治＝人の責任による政治

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265 蜀 221-263 吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代 東晋 317-420

北朝 439-589 南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼 北宋 960-1127

金 1115-1234 南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-

天命論とは

天命論とは、天は地上の有徳なる人物に命を下し、天に代わって人々を治めさせるという思想。

殷を滅ぼし、新たな王朝を築いた周は、この天命論によって王朝交代の正当性を理論づけるとともに、為政者が自らを律する政治思想とした。



大盂鼎 (B.C.1000頃)



大孟鼎 (B.C.1000頃)



周王朝が誕生したのは、いまから三千年も前のことである。なぜその当時、天命論などという政治思想が唱えられていたことがわかるのか？

大盂鼎

周初から天命論が唱えられていたことは、青銅器の発見によって明らかになった。

一八二一年、陝西省で周の康王二年（紀元前一〇〇〇年ごろ）に作られた青銅製の鼎が発見された。器内には殷を滅ぼした武王の孫・康王が、盂という臣下に与えた策命が鑄込まれており、そこに殷周間の王朝交代を天命によって説明した一節があった。天命論に関する最古の資料である。北京国家博物館蔵。



大盂鼎 (B.C.1000頃)





第二節

許慎『説文解字』

漢字の成り立ちを明らかに

漢字の成り立ちを明らかに

甲骨文字が誕生したのは、いまから三千六百年前。周代に大盂鼎が作られたのもいまから三千年前である。

現在の漢字と大きく異なるこれらの文字は、どのように解読されたのであろうか。



大盂鼎 (B.C.1000頃)

文王？天有大命

文王受天有大命
又國有命三
子孫其萬世
子孫其萬世

(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)



これは何という字？



文王？天有大命



(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)

? : これは何の字? .



文王受天有大命



(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)

古代漢字の解読

古代エジプト文字を解読したのは、フランスの学者シャンポリオン (Jean-François Champollion、一七九〇～一八三二年) であるが、中国の古代文字はふるくから中国人自身によって研究が進められていた。

いまからおよそ千九百年前の後漢の時代には、許慎 (五八?ー一四七?) という学者が『説文解字』という字書を著し、六書という概念によって、漢字の成り立ちを明らかにした。



赤聲讀若田



地從木至聲



古 手械所以告天 從木告聲



力 之槓押指也 從木歷聲



素 攄新也從 方木斯聲



七 此也從木倉聲 一日槍推攘



胡 止也從 聞木岨門



户 櫛也從木監 聲一日圈



工 檻也從 木龍聲



押 檻也可以盛藏 虎光從木甲聲



古文押 從口



古 關也所以掩 屍從木官聲



又 棺也從木親聲 春秋傳曰士葬櫬



息 棺槨也從 木彗聲



高 葬有木槨也 高聲



巨 揭槨也從木曷聲 曷禮曰揭而書之

(後漢)

許慎『説文』

(唐代九世紀写本)

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265 蜀 221-263 吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代 東晋 317-420

北朝 439-589 南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼 北宋 960-1127

金 1115-1234 南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和國 1949-

BC1000年頃、周で大盂鼎が作られる

BC771年、反乱により周が都を洛邑に移す
→重い青銅器などは地中に埋められた

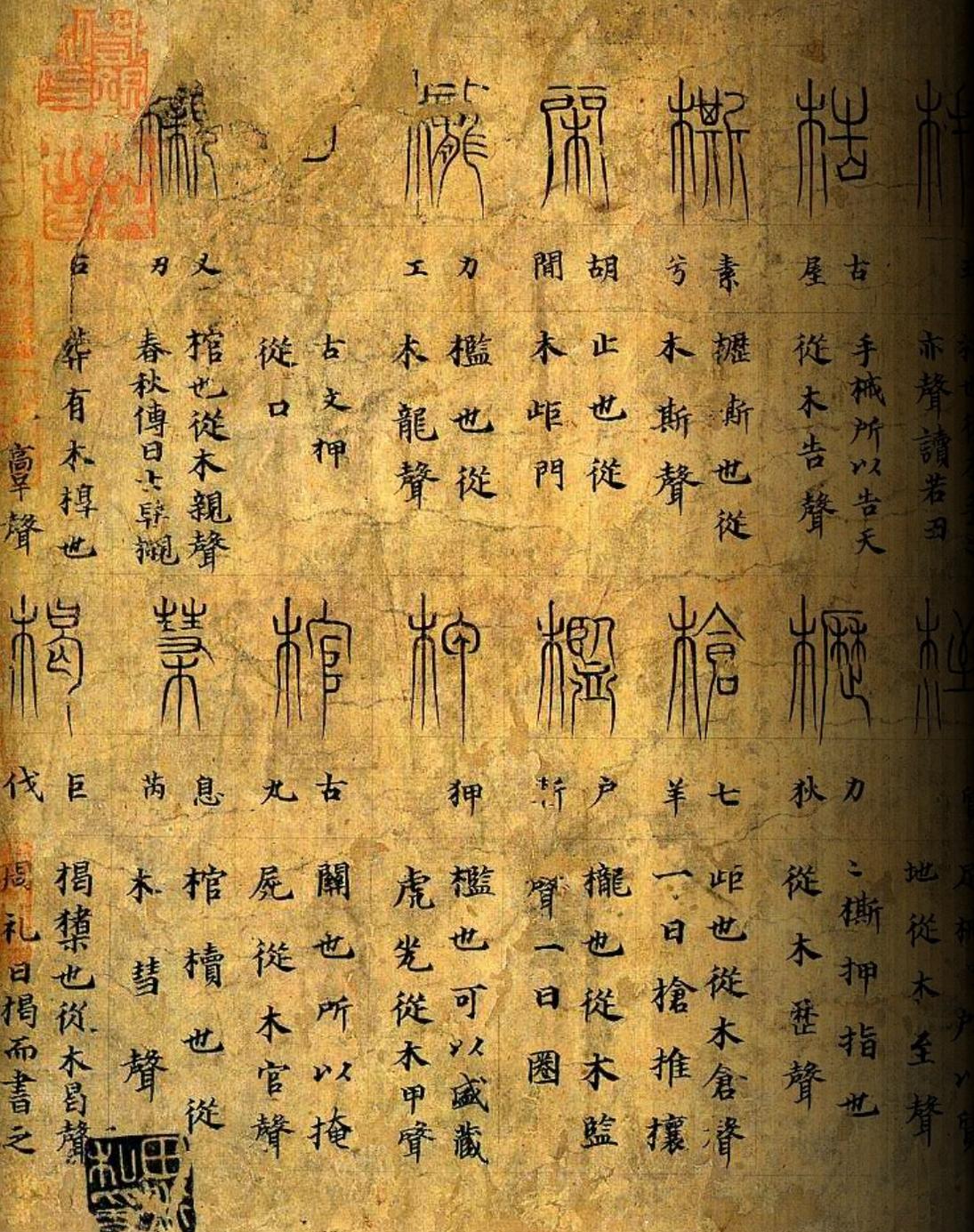
100年頃、後漢の許慎が『説文解字』を著す

1821年、陝西省郿県礼村で大盂鼎が発掘される

六書～漢字の生成原理

六書	例
象形	日、月、象など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	江、河など
転注	考、老など
仮借	令、長など

(後漢) 許慎『説文』 (唐代九世紀写本)



六書～漢字の生成原理

六書	例
象形	日、月、 象 など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	河、和など
転注	考、老など
仮借	令、長など

象

長鼻牙南越大獸三季一乳象耳牙四足之形凡象

之屬皆从象徐兩切

象之大者賈侍中說不害於物从象予聲羊茹切

古文

文二 重一

一曰从勿凡易之屬皆从易羊益切

文一

說文解字第九下

李承緒篆

黎永椿校

六書～漢字の生成原理



六書	例
象形	日、月、 象 など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	河、和など
転注	考、老など
仮借	令、長など

この字は本当に「受」なのか？



文王受天有大命



(周代) 大盂鼎銘文 (拓本)



物が落ち、上下相付すなり。爪と
 又*に従う。『詩経』の「標有
 梅」のごとく読む。

*爪と又はいずれも手の象形文字

放 逐也从支方聲凡放之屬皆从放南交切
 𢇛 出游也从出从放五牢切𢇛 光景流也从白从放讀若倫以灼切 文二
 𢇛 物落上下相付也从爪从又凡𢇛之屬皆从𢇛
 讀若詩標有梅平小切
 𢇛 引也从受从于播又以為車轆字羽元切 𢇛 治也么子相亂受治之也讀若亂同一曰理也徐鍇曰曰門垆也界也郎段切 𢇛

（後漢）許慎『說文解字』

古文

相付也从受舟省聲殖酉切

曰音曳受二手也而

曳之爭之道也側莖切

所依讀與

也从受古籀文

聲古覽切

受

相付す也。受に従い、舟の省の声。殖酉の切。

列骨之殘也从

巖岸之巖

徐鍇曰

古文

病也从步委聲於為切

从步勿聲

許慎『說文解字』

(後漢)

許慎『說文解字』

六書～漢字の生成原理



大盂鼎の文字（拓本）

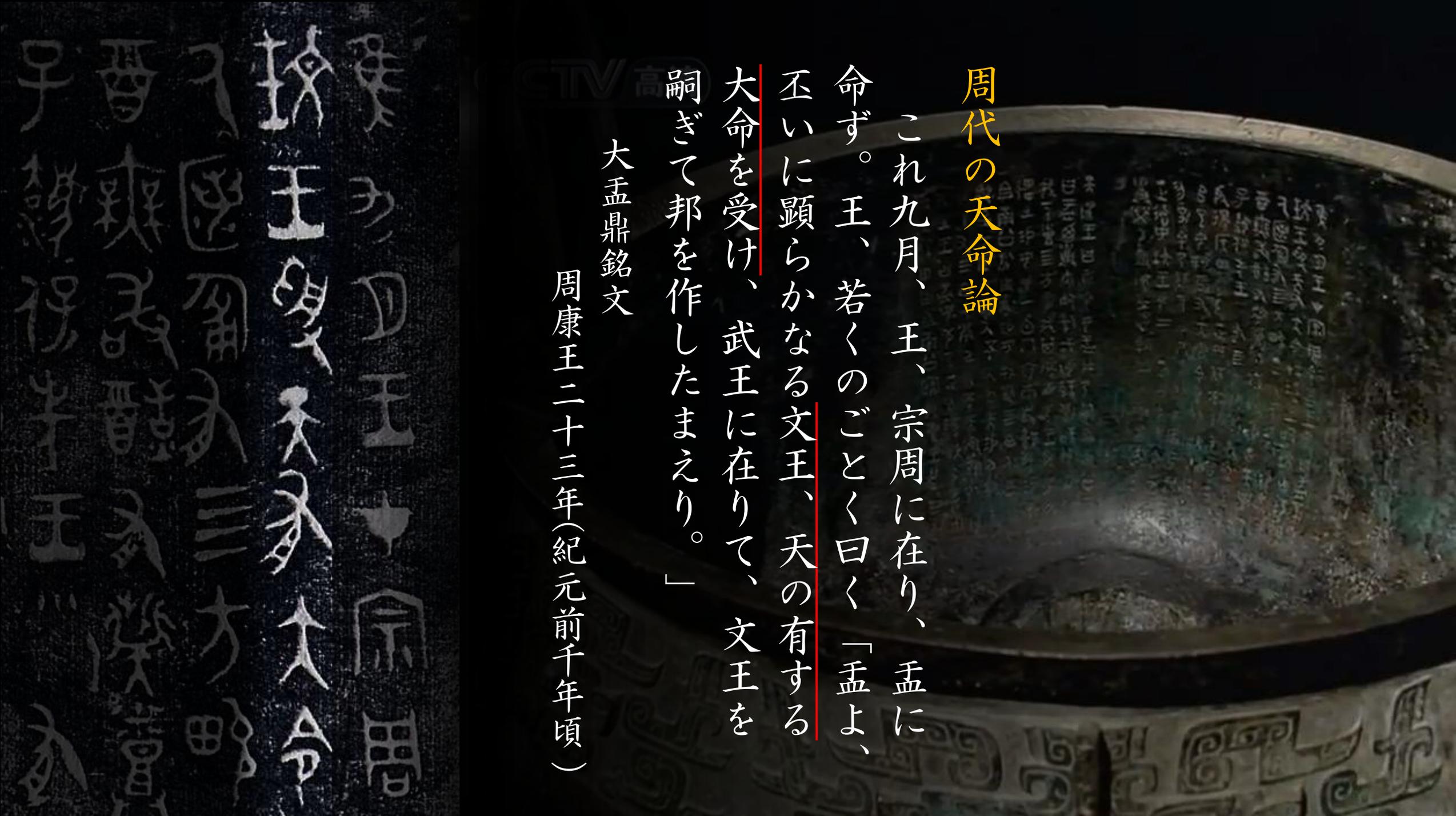
六書	例
象形	日、月、象など
指示	上、下など
会意	林、森など
形声	河、和など
転注	考、老など
仮借	令、長など

周代の天命論

これ九月、王、宗周に在り、盂に命ず。王、若くのごとく曰く「盂よ、丕いに顕らかなる文王、天の有する大命を受け、武王に在りて、文王を嗣ぎて邦を作したまえり。」

大盂鼎銘文

周康王二十三年(紀元前千年頃)



1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265 蜀 221-263 吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代 東晋 317-420

北朝 439-589 南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼 北宋 960-1127

金 1115-1234 南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-

BC1000年頃、周で大盂鼎が作られる

BC771年、反乱により周が都を洛邑に移す
→重い青銅器などは地中に埋められた

100年頃、後漢の許慎が『説文解字』を著す

1821年、陝西省郿県礼村で大盂鼎が発掘される

第三節

采詩の官と詩経

民の声を政治に

1600BC
1500BC
1400BC
1300BC
1200BC
1100BC
1000BC
900BC
800BC
700BC
600BC
500BC
400BC
300BC
200BC
100BC
0
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
2000

殷 1600BC頃-1046BC

周 1046BC-771BC

春秋戦国時代 770BC-221BC

秦 221BC-207BC

漢 206BC-220AD

魏 220-265 蜀 221-263 吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代 東晋 317-420

北朝 439-589 南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼 北宋 960-1127

金 1115-1234 南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民国 1912-1949

中華人民共和国 1949-

祭政一致の神権政治＝神が支配する時代

殷周革命

天命論に基づく徳治＝人が支配する時代

采詩の官と詩経

天命論は殷代の神権政治に代わり、周代の徳治政治——神託を受けた有徳者が責任をもって人々を治めること——に理論的な根拠を与えた。

その一方で**為政者の徳が衰え、民心が離れば、天命は他の有徳者に移るもの**とされた。このため周は各地の風俗を理解し、政治の得失を知るため、采詩の官を設け、民間に伝わる歌謡を採集した。

こうして集められた詩は、後年、孔子によって教団のテキストとされ、儒家の經典の一つ『詩経』となった。



十篇皆古字也其王往入其宅聞鼓琴瑟鍾磬之音於是懼乃止
漢書芸文志十後也悉得其書以考二十九篇得多十六篇

詩經二十八卷魯齊韓三家

師古曰魯中書多以考見行世二十九篇之序更得十六篇安國獻之遭巫蠱事未列于學官劉向以中
字文字異者七百有餘脫字數十書者古之號今號令於衆其言
不立具則聽受施行者弗曉古文讀應爾雅故解古今語而可知

詩經二十八卷魯齊韓三家 應劭曰申公作魯詩后

魯故二十五卷 師古曰故者通其情義也七皆類此今

魯說二十八卷 流俗毛詩改故訓備為詁字失直耳

齊后氏故二十卷

【解説】

漢書芸文志は漢書十志の一。後漢

時代に劉向の『別録』、劉歆の『七

略』をもとに編纂された図書目録。

現存する中国の図書目録としては最

古のもの。

凡詩六家四百一十六卷

書曰詩言志哥詠言 師古曰虞書詩典之辭也在心為志發言 故哀樂之心感

采詩の官—歌謡による世論調査

『書』に曰く「詩は志を言い、歌は言を詠ず」故に哀樂の心感ずれば、歌詠の声を発す。其の言を誦ずるを之れ詩と謂い、其の声を詠ずるを之れ歌と謂う。故に古に采詩の官あり、王者は以つて風俗を觀、得失を知り、自らを考正す。

(後漢) 班固 漢書芸文志・詩經

韓說四十一卷

毛詩二十九卷

凡詩六家四百一十六卷

書曰詩言志哥詠言師古曰虞書典之辭也在心為志發言為詩詠者承也承長也哥所以長言之故哀樂之心感

而哥詠之聲發誦其言謂之詩詠其聲謂之哥故古有采詩之官王者所以觀風俗知得失自考正也孔子純取周詩上采殷下取魯凡三百五篇遭秦而全者以其諷誦不獨在竹帛故也漢興魯申公為詩訓故而齊轅固燕韓生皆為之傳或取春秋采雜說咸非其本義與不得已魯最為近之師古曰與不得已者言皆不得已三家者不得已其真而魯最近之三家皆列於學官又有毛公之學自謂子夏所傳而河間獻王好之未得立

禮古經五十六卷經七十篇后氏記百三十一篇七十子後學者師古曰劉明堂陰

陽三十三篇古明堂之禮也王史氏二十一篇七十子後學者師古曰劉曲臺后倉

九篇如淳曰行禮射於曲臺后倉為記故名曰曲臺記漢官曰大射于曲臺晉灼曰天子射宮也西京無太學於此行禮也中庸說二篇師古曰

有中庸一篇亦非本禮經蓋此之流

明堂陰陽說五篇



大盂鼎 (B.C.1000頃)



歌謡の採集を通じて、庶民の風俗
や政治の得失を理解しようとする采詩
は、本当に行われたのであろうか。

近代に続く采詩の伝統

歌謡の採集を通じて、庶民の風俗や政治の得失を理解しようとする采詩の伝統は、近代まで脈々と受け継がれていた。

日中戦争の最中、黄土高原の貧しい農村を根拠地として戦っていた中国共産党は、農民たちの心を理解し、その協力を得るため、農村に調査員を送って農民たちの歌謡を採集した。

左写真は映画「黄色い大地」より



八路軍の根拠地・延安



資料映像：映画「黄色い大地」より

詩經の分類と篇数

分類		内容	篇数
風	周南、召南、邶風、鄘風、衛風、王風、鄭風、齊風、魏風、唐風、秦風、陳風、檜風、曹風、幽風 (十五風)	黄河流域諸国の楽歌	160
雅	小雅、大雅	王畿の楽歌	105
頌	周頌、魯頌、商頌	王宮の祭祀楽歌	40

詩經とは？

周代初め（前一一世紀）から春秋時代末（前六世紀）までの五百年ほどの間に採集された歌謡は、宗廟の祭祀で歌われた楽歌とともに計三〇五首からなる詩集にまとめられた。中国最古の詩集『詩經』である。

儒家の祖である孔子は、これを教団のテキストの一つに採用したため、儒教經典の一つとなった。

第四節

詩経が伝える 周代の民謡

「擊鼓」と「君子于役」を例に

詩經邶風・擊鼓

擊鼓は、紀元前八世紀に衛国領内の旧邶の地で歌われていた民謡。

毛詩によれば、「衛の州吁、兵を用いること暴乱。公孫文仲を將として陳と宋とを平らげしむ。国人は其の勇にして礼なきを怨み、この歌を作つた」といふ。心は我則安也。

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也

將者

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公子馮出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人使告於宋曰君若伐鄭以除君害君為主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵

鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治兵時土國城漕我獨南行

漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋

孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君為主敵邑以賦與陳蔡從不我以歸憂心有仲

不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰居

爰居爰處爰喪其馬

爰於也爰處爰喪其馬爰於也

于以求之于林之下

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎

邶 (河南省湯陰縣東南)



詩經邶風・擊鼓

擊鼓は、紀元前八世紀に衛国領内の旧邶の地で歌われていた民謡。

毛詩によれば、「衛の州吁、兵を用いること暴乱。公孫文仲を將として陳と宋とを平らげしむ。国人は其の勇にして礼なきを怨み、この歌を作つた」といふ。心如意我則安也

終風四章章四句

擊鼓怨州吁也衛州吁用兵暴亂使公孫文

仲將而平陳與宋國人怨其勇而無禮也

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭先告陳與宋以成其伐事春秋傳曰宋殤公之即位也公子馮出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人使告於宋曰君若伐鄭以除君害君為主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此言衆民皆勞苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚

從孫子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君為主不我以歸憂心有仲

不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還者有亡其馬者箋云

也今於何居乎於何于以求之于林之下

處乎於何喪其馬乎

中国古代の反戦歌謡

進軍太鼓鳴り響けば

武器を手に躍り立つ

衛の都・朝歌や漕で

城壁が補強される中

僕らは南の鄭国へと

軍を進める

將兵以伐鄭也平成也將伐鄭也宋人怨其勇而無禮也
以成其伐事春秋傳曰宋殤公之『詩經』擊鼓
子馬出奔鄭鄭人欲納之及衛州吁立將脩
先君之怨於鄭而求寵於諸侯以和其民人
使告於宋曰君若伐鄭以除君害君為主敵
邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之
於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人
衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

擊鼓其鏜踴躍用兵鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治兵時土國城漕我獨南行漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君為主不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以猶與也與我南行不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之爰居

爰處爰喪其馬爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎于以求之于林之下

中国古代の反戦歌謡

公孫子仲將軍に従い

陳と宋との和睦をはかったが

いつになれば帰国できるのだらう

心は憂うばかり

あちこちを転戦する中に

馬も姿を消し

探してみれば

林の下に

『詩経』撃鼓

將伐鄭先告陳與宋以春秋傳曰宋殤公之即位也公先君之怨於鄭而求寵於諸侯使告於宋曰君若伐鄭以除君害君為主敵邑以賦與陳蔡從則衛國之願也宋人許之於是陳蔡方睦於衛故宋公陳侯蔡人衛人伐鄭是也伐鄭在魯隱公四年

撃鼓其鏜踴躍用兵

鏜然擊鼓聲也使衆皆踴躍用兵也箋云此用

兵謂治兵時

土國城漕我獨南行

漕衛邑也箋云此言衆民皆勞

苦也或役土功於國或脩治漕城而我獨見使從軍南行伐鄭是尤勞苦之甚從孫

子仲平陳與宋

孫子仲謂公孫文仲也平陳於宋箋云子仲字也平陳於

宋謂使告宋曰君為主敵邑以賦與陳蔡從

不我以歸憂心有仲

憂心仲仲然箋云以猶與也與我南行不與我歸期兵凶事懼不得歸豫憂之

爰居

爰處爰喪其馬

有不還者有亡其馬者箋云爰於也不還謂死也傷也病

也今於何居乎於何處乎於何喪其馬乎

于以求之于林之下

水

日林箋云于於也求不還者及亡其馬者當
 於山林之下軍行必依山林求其故處近得
 之レ死生契闊與子成說契闊勤苦也說數也
 伍約死也生也相與處勤苦之中我執子之
 與子成相說愛之恩志在相存救也執子之
 手與子偕老偕俱也箋云執其手與之約誓
 難示信也言俱老者庶幾俱免於
 于嗟闊兮不我活兮不與我生活也箋云
無衆安忍無親衆叛親離軍士棄其約離散
相遠故吁嗟歎之闊兮女不與我相救活傷
之于嗟洵兮不我信兮洵遠信極也箋云歎
信亦
傷之

擊鼓五章章四句

凱風美孝子也衛之淫風流行雖有七子之
 母猶不能安其室故美七子能盡其孝道以

中国古代の反戦歌謡

慰レ其レ母レしレよレにレ生レきレてレいレっレしレよレだレよレと
不安其室欲夫嫁也
子自責之意

そレうレ誓レいレ合レっレたレね
子自責之意

きレみレのレ手レをレ握レり
與也南風謂之凱風樂

いレっレまレでレもレいレっレしレよレだレよレと
夏之長養棘雖長養者

だレだレ死レをレ待レつレばレかレり
遠也南風謂之凱風樂

遠レくレ離レれレて
遠也南風謂之凱風樂

きレみレとレのレ約レ束レもレ果レたレせレぬレまレま

詩經王風・君子于役

王風は東周王朝が直轄していた地方の民謡を集めたもの。周王朝東遷後の平王(紀元前七七〇)同七二〇、桓王(紀元前七一九)同六九七、莊王(紀元前六八六)同六八二三代の詩を収める。君子于役は、邶風の擊鼓とは逆に、夫を戦争に取られた女性側の心情を歌っている。

其所以行邁靡靡中心如醉 彼黍離離彼稷之穗 穗秀也詩人自黍離離見稷之穗故歷道 更見行邁靡靡中心如醉 憂於 知我者謂我

心憂不知我者謂我何求悠悠蒼天此何人哉 彼黍離離彼稷之實 自黍離離見稷之實 行邁靡靡中心如噎 噎憂不能息 知我者謂我心憂不知我者謂我何求悠悠蒼天此何人哉

黍離三章章十句

君子于役刺平王也君子行役無期度大夫思其危難以風焉

君子于役不知其期曷其至哉 曷云曷何也君子往行役

詩經王風・君子于役

王風は東周王朝が直轄していた地方の民謡を集めたもの。周王朝東遷後の平王(紀元前七七〇〜同七二〇)、桓王(紀元前七一九〜同六九七)、莊王(紀元前六九六〜同六八二)三代の詩を収める。君子于役は、邶風の擊鼓とは逆に、夫を戦争に取られた女性側の心情を歌っている。息者謂我何求悠悠蒼天此何人哉

黍離三章章十句

君子于役刺平王也君子行役無期度大夫思其危難以風焉

君子于役不知其期曷其至哉箋云曷何也君子往行役

我不知其反期何時當來至哉思之甚雞棲于埽日之夕矣羊

牛下來盤牆而棲曰埽箋云雞之將棲日則夕矣牛羊從下牧地而來言畜產出入尚使有期節至於君子于役如之何勿思

難我誠思之箋云行役多危君子于役不日不月曷其有

信信會也箋云行役反無雞棲于桀日之夕矣

羊牛下括雞棲于桀為君子于役苟無飢

渴箋云苟且也且得無飢渴憂其飢渴也

王畿 (河南省洛陽一帶)



中国古代の反戦歌謡

戦場に行ったあなたは

いつ帰るのでしよう

鶏たちも巢にもどる夕暮れ時

羊や牛も山を下りてきました

戦場に行ったあなたは 悠悠蒼天此何人

哉 思ふのはあなたのことばかり

中心如噎 噎憂不能息 『詩経』王風・君子于役

者謂我何求 悠悠蒼天此何人哉

黍離三章章十句

君子于役 刺平王也 君子行役無期 度大夫

思其危難以風焉

君子于役 不知其期 曷其至哉 箋云曷何也 君子往行役

我不知其反期 何時當來至哉 思之甚 雞棲于埽 日之夕矣 羊

牛下來 盤牆而棲 曰埽 箋云雞之將棲 日則夕矣 牛羊從下 牧地而來 言畜產出

入尚使有期 節至於 君子于役 如之何 勿思

行役者乃反不來也 箋云行役多危 難我誠思之 君子于役 不日不月 曷其有

信 信會也 箋云行役反無 信 日月何時而有來會期 雞棲于桀 日之夕

矣 羊牛下括 雞棲于桀 爲 君子于役 苟無飢

渴 箋云苟且也 且得無 飢渴憂其飢渴也

中国古代の反戦歌謡

戦場にいったあなた

帰るときもわからないまま

いつまた逢えるのでしよう

鶏もとまり木に眠る夕暮れ時

羊や牛も柵の中にもどりました

戦場にいったあなたが

飢え苦しむことのないうように

中心如噎噎憂不能息 知我者謂我心憂不知我者謂我何求悠悠蒼天此何人哉
『詩経』王風・君子于役

黍離三章章十句

君子于役刺平王也君子行役無期度大夫

思其危難以風焉

君子于役不知其期曷其至哉箋云曷何也君子往行役

我不知其反期何時當來至哉思之甚 雞棲于埽日之夕矣羊

牛下來盤牆而棲曰埽箋云雞之將棲日則夕矣牛羊從下牧地而來言畜產出

入尚使有期節至於行役者乃反不來也 君子于役如之何勿思

難我誠思之 君子于役不日不月曷其有

信信會也箋云行役反無 雞棲于桀日之夕

矣羊牛下括雞棲于桀為桀括至也 君子于役苟無飢

渴箋云苟且也且得無飢渴憂其飢渴也

阿之可伎之久麻アノカキノクマ乃尔多知ノニタチ互和ニワカ藝毛古我エモコガ
蘓豆毛志保ソフチモシホく尔奈伎志曾母波由クニナキシソモハユ

右一首市原郡上丁刑部直千國

於保伎美乃藝許オホホキミノエミコ尔加志古美伊ニカシコミイ互礼ニレ安

古代歌謡の世界

民衆の歌謡は天の声の現れであり、
為政者はそれを通じて、政治の得失
を知り、自らを正すことができる
とする古代中国の歌謡観は、わが国に
も大きな影響を与えた。

大伴家持が日本最古の和歌集であ
る万葉集を編んだとき、防人の歌や
東歌など数多くの地方民衆の歌を収
めたのも、こうした歌謡観の影響を
受けたと考えられる。

陳私拙懐一首 并雜歌

天皇乃等保伎美乃スメウノトナホホキミノ尔毛竹ニモトキ互和ニワカ藝毛古我エモコガ

阿米能之乃之更志賣之伎伊麻能半尔多

要受伊乃可氣麻尔安夜尔可之吉志可

阿之可波之久麻可尔多知互和藤毛古我
藤毛志保く尔奈波志曾母波由

七五五年（天平勝宝七年）二月、
兵部少輔（ひょうぶのしょう）として筑
紫に派遣される防人たちの監督に当
たった大伴家持は、故郷に残してき
た家族への思いを歌う防人たちの歌
に心打たれ、これを記録した。龍
こうした歌謡の蒐集は、現実の政
治を正す上で役だったのであるうか。



右一首長柄部占了若麻續部羊

二月九日上総國防人部領使少目徳七位下

茨田連沙弥磨を歌敷十九首但拙抄於

と不有あ

陳私拙懷一首 并雜歌

天皇乃等保儀来与尔毛柱と云河難波乃尔
阿米能之由之良志賣之儀尔伊麻能乎尔多
要受伊都可氣麻久尔安夜尔可之吉志可

歌謡が伝える民の声を政治に

大伴家持が防人たちの歌を記録してから二年後の天平宝字元年（七五七年）閏八月、孝謙天皇は大宰府の防人に板東諸国の兵士を派遣するのをやめ、西海道七国の兵士を当てるよう勅命を下した。

翌天平宝字二年（七五八）には、采風の官に倣って問民苦使が各地に派遣され、賦役の軽減や貧病者の救済が行われた。

勸導尸羅實在施禮是以官太寺別永置惑本
師田十町自今已後每為布薩恒以此物置用
布施庶使怠慢之徒日厲其志精勤之士弥進
其行宜告僧綱知朕意焉○壬申 勅曰太宰
府防人頃年差坂東諸國兵士發遣由是路次
之國皆苦供給防人產業亦難辨濟自今已後
宜差西海道七國兵士合一千人充防人司依
式鎮戍集府之日便習五教事具別式○九月

まとめ

■殷を滅ぼし、天下を支配することになった周は、それまでの神権政治に代えて、天命論に基づく人間中心の政治を始めた。

■天命論は、人が神に代わって人々を治めることに理論的な根拠を与える一方、統治者の徳が衰え、民心が離れば、天命は他の有徳者に移るとされた。このため周は、各地の風俗を理解し、政治の得失を知ろうと、采詩の官を設け、民間に伝わる歌謡を採集した。

■こうして集められた歌謡は、祭祀の場で歌われた楽歌などともに三百首ほどにまとめられ、中国最古の詩集である『詩経』が誕生した。

■采詩の思想は古代日本にも影響を与え、『万葉集』に防人の歌などが採録されたほか、采風の官に倣って問民苦使が各地に派遣され、賦役の軽減や貧病者の救済が行われた。

参考文献

- 陳舜臣『中国発掘物語』（講談社文庫 1991）
- 阿辻哲次『図説漢字の歴史』（大修館書店 1989）
- 目加田誠『新釈・詩経』（岩波新書 1954）